

令和2年度 第5回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午前9時00分から

2. 開催場所 知名町商工会 会議室

3. 出席委員 (15人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員 (2人)

委員	3番	東 正 亮
委員	9番	市 來 真 吾

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第21号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第22号 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第5回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は東委員と市來委員が欠席しておりますが、総会は成立します。</p> <p>本日が改選後の初めての総会になりますので、委員の皆様、これからよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>7/31 知名町糖業振興会総会 8/3 新規就農励ましの会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより、議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、17番田畑委員、18番前田委員を指名いたします。</p> <p>尚、本日の会議書記には事務局職員の南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 田皆字萬当〇〇1,778㎡を含む計2筆 3,224㎡、〇〇さんから相続により和泊町和泊〇〇さん、平成26年7月14日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 黒貫字名窪〇〇977㎡を含む計2筆 3,287㎡、〇〇さんから相続により東京都町田市〇〇さん、令和2年2月18日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第8号に対して、ご意見、ご質問はございますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第8号は終わります。</p> <p>次に、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第9号について、説明します。</p> <p>【報告第9号について朗読】</p> <p>1 番 竿津字田瀬喜名〇〇畑2,014㎡を含む計9筆 25,161㎡、余多〇〇さんから余多〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和2年7月20日、引き渡し日が令和2年7月21日、他者への利用権設定のためです。</p> <p>2 番 上城字白間当〇〇2,731㎡を含む計5筆 4,648㎡、和泊町根折〇〇さんから瀬利覚〇〇さんへの利用権設定、合意解約をした日が令和元年7月30日、引き渡し日が令和元年7月31日です。</p> <p>3 番 上平川字名原〇〇1,772㎡を含む計2筆 2,471㎡、上平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権設定、合意解約をした日が令和2年7月31日、引き渡し日が令和2年8月1日、他者への利用権設定のためです。</p> <p>4 番 上平川字雪取〇〇1,463㎡、上平川〇〇さんから竿津〇〇さんへの利用権設定、令和2年7月31日に合意解約、引き渡し日が令和2年8月1日、他者への利用権設定のためです。</p> <p>5 番 下城字一増田〇〇1,124㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権設定、令和2年8月7日に合意解約、引き渡し日が令和2年8月8日、他者への売買のためです。</p> <p>6 番 田皆字深俣〇〇2,787㎡を含む計3筆 6,447㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権設定、令和2年8月11日に合意解約、引き渡し日が令和2年8月12日、他者への利用権設定のためです。</p> <p>7 番 芦清良字竿津ノ〇〇1,481㎡を含む計3筆 4,689㎡、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへ利用権設定、令和2年7月23日に合意解約、引き渡し日が令和2年7月24日、他者への利用権設定のためです。</p> <p>次に、公社を通じた合意解約です。</p> <p>1 番 正名字稚牧〇〇1,438㎡を含む計3筆 7,387㎡、鹿児島市〇〇から正名〇〇さんへの利用権設定、令和2年8月11日に合意解約、引き渡し日が令和2年8月12日、他者への利用権設定のためです。</p> <p>2 番 余多字岩口〇〇201㎡を含む計3筆 1,878㎡、鹿児島市〇〇から上平川〇〇さんへの利用権設定、令和2年8月11日に合意解約、引き渡し日が令和2年8月12日、他者への贈与のためです。</p> <p>以上です。</p>
-----	--

議長	はい、ありがとうございました。 報告第9号について、質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>【議案第20号について朗読】</p> <p>議案第20号は、売買4件、贈与2件となっています。</p> <p>1番 下城字一増田〇〇1,124㎡ 売買。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 下城字ヤスラ〇〇1,495㎡ 売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 芦清良字水窪〇〇434㎡ 売買。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 正名字伊舎良〇〇889㎡ 売買。譲渡人 上城〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>5番 黒貫字汲川〇〇1,791㎡を含む計2筆 2,156㎡ 贈与。譲渡人 黒貫〇〇さん、譲受人 黒貫〇〇さんです。</p> <p>6番 余多字岩口〇〇201㎡を含む計5筆 7,210㎡ 贈与。譲渡人 下平川〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
8番委員	<p>1番、2番説明します。</p> <p>1番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は専業農家で、サトウキビとジャガイモを作っています。この畑は少し荒れていますが、サトウキビの春植えを予定しており、機械も全て揃っております。</p> <p>2番 譲渡人と譲受人は知人です。この畑は、譲受人の牛舎の近くで利便性があり買うことにしたそうです。譲受人は畜産農家で飼料作物を植える予定です。機械類は全て揃っています。</p> <p>ご審議宜しく申し上げます。</p>

16番委員	<p>3番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は25年ほど農業をしており周囲との関係も良好です。現地は、県道に隣接しており面積も小さく、トラクターが旋回するのに交通の害になるおそれもある場所です。機械類は揃っております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
7番委員	<p>4番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人の関係です。譲受人は、サトウキビを作っており認定農業者で、機械類も揃っております。</p> <p>当該地が譲受人の畑と隣接しており、まとめることにより利用効率の良い農業ができるということです。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
17番委員	<p>5番説明します。</p> <p>譲受人は譲渡人の孫になります。譲受人は専門の畜産農家で、飼料作物を植える予定です。機械類も揃っております。</p>
15番委員	<p>6番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は、サトウキビとバレイシヨを作っており、機械類も揃っております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問・ご意見ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第20号は許可決定といたします。</p> <p>次、議案第21号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>尚、〇〇委員、〇〇委員は、議事参与の制限の規定により、関係する事案の際は退席をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。</p> <p>今月は利用権設定が50件です。</p> <p>【議案第21号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1 知名字名ン竿〇〇 2,104㎡</p> <p>賃貸借 10年間の新規設定となっています。</p>

2番1～2 賃貸借	知名字伊ン当〇〇1,667㎡を含む計2筆 3,834㎡ 10年間の新規設定となっています。
3番1～2 賃貸借	知名字松木当〇〇1,943㎡を含む計2筆 3,443㎡ 10年間の新規設定となっています。
4番1～3 賃貸借	知名字茂嘉〇〇1,283㎡を含む計3筆 4,177㎡ 10年間の新規設定となっています。
5番1～9 賃貸借	知名字喜美附〇〇1,471㎡を含む計9筆 10,442㎡ 3年間の新規設定となっています。
6番1 賃貸借	知名字松木当〇〇 3,754㎡ 10年間の新規設定となっています。
7番1～3 賃貸借	屋子母字平俣〇〇1,930㎡を含む計3筆 5,926㎡ 5年間の新規設定となっています。
8番1～2 賃貸借	屋子母字揚殿〇〇595㎡を含む計2筆 1,089㎡ 5年間の新規設定となっています。
9番1～3 賃貸借	大津勘字見里〇〇276㎡を含む計3筆 5,432㎡ 5年間の新規設定となっています。
10番1 賃貸借	大津勘字宮当〇〇 2,258㎡ 5年間の新規設定となっています。
11番1 賃貸借	住吉字黒俣〇〇 2,940㎡ 5年間の新規設定となっています。
12番1～3 使用貸借	住吉字先山〇〇95㎡を含む計3筆 2,683㎡ 5年間の新規設定となっています。
13番1～5 賃貸借	住吉字川田原〇〇599㎡を含む計5筆 14,703㎡ 5年間の新規設定となっています。
14番1～11 賃貸借	住吉字奈良島〇〇5,302㎡を含む計11筆 21,612㎡ 10年間の新規設定となっています。
15番1～3 賃貸借	正名字稚牧〇〇1,438㎡を含む計3筆 7,387㎡ 3年間の新規設定となっています。
16番1～6 使用貸借	正名字深迫〇〇2,017㎡を含む計6筆 12,001.74㎡ 5年間の新規設定となっています。
17番1～3 賃貸借	田皆字深俣〇〇2,787㎡を含む計3筆 6,447㎡ 10年間の新規設定となっています。
18番1～3 賃貸借	下城字カ子シャ〇〇1,540㎡を含む計3筆 4,566㎡ 10年間の新規設定となっています。
19番1～9 使用貸借	下城字一増田〇〇2,980㎡を含む計9筆 17,708㎡ 10年間の新規設定となっています。
20番1～8 賃貸借	新城字野江当〇〇1,835㎡を含む計8筆 13,693㎡ 3年間の新規設定となっています。
21番1～6 賃貸借	新城字野江当〇〇942㎡を含む計6筆 9,894㎡ 3年間の新規設定となっています。

22番1～6 賃貸借	新城字長竿〇〇10,708㎡を含む計6筆 14,992㎡ 3年間の新規設定となっています。
23番1 賃貸借	久志検字嘉屋地〇〇 2,734㎡ 5年間の新規設定となっています。
24番1 賃貸借	赤嶺字前原〇〇 4,132㎡ 5年間の新規設定となっています。
25番1～2 賃貸借	赤嶺字大里〇〇3,224㎡を含む計2筆 5,218㎡ 5年間の新規設定となっています。
26番1～3 賃貸借	赤嶺字野者窪〇〇4,298㎡を含む計3筆 6,913㎡ 5年間の新規設定となっています。
27番1～10 使用貸借	竿津字泡袋〇〇5,013㎡を含む計10筆 30,969㎡ 5年間の新規設定となっています。
28番1～2 賃貸借	竿津字嘉與田〇〇2,949㎡を含む計2筆 6,026㎡ 10年間の新規設定となっています。
29番1 賃貸借	余多字シャ原〇〇 4,357㎡ 5年間の新規設定となっています。
30番1～2 賃貸借	余多字舎田〇〇1,166㎡を含む計2筆 2,512㎡ 5年間の新規設定となっています。
31番1～5 賃貸借	上平川字惣袋〇〇925㎡を含む計5筆 11,670㎡ 5年間の新規設定となっています。
32番1～2 賃貸借	上平川字惣袋〇〇1,285㎡を含む計2筆 3,656㎡ 3年間の新規設定となっています。
33番1 賃貸借	上平川字花面〇〇 2,762㎡ 5年間の新規設定です。
34番1 賃貸借	上平川字傳川〇〇 4,000㎡ 5年間の新規設定です。
35番1～5 賃貸借	上平川字名原〇〇1,772㎡を含む計5筆 6,932㎡ 5年間の新規設定です。
36番1 賃貸借	上平川字黄原〇〇5,949㎡ 5年間の新規設定です。
37番1～2 賃貸借	下平川字大田原〇〇1,559㎡を含む計2筆 3,649㎡ 10年間の新規設定です。
38番1～2 賃貸借	下平川字大田原〇〇196㎡を含む計2筆 1,527㎡ 10年間の新規設定です。
39番1～2 賃貸借	下平川字シャビヤ原〇〇585㎡を含む計2筆 3,324㎡ 10年間の新規設定です。
40番1～4 使用貸借	屋者字長当〇〇888㎡を含む計4筆 5,577㎡ 5年間の新規設定です。
41番1 賃貸借	屋者字セキナハ〇〇 1,430㎡ 3年間の新規設定です。

	<p>42番1 芦清良字前兼久〇〇 1,628㎡ 貸貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>43番1 芦清良字西門〇〇 1,723㎡ 使用貸借 10年間の再設定です。</p> <p>44番1 芦清良字小名覇〇〇 2,230㎡ 貸貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>45番1 芦清良字前兼久〇〇 5,297㎡ 貸貸借 3年間の新規設定です。</p> <p>46番1 黒貫字折口〇〇 851㎡ 貸貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>47番1 黒貫字親田〇〇 3,010㎡ 貸貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>48番1～2 黒貫字永井〇〇637㎡を含む計2筆 1,538㎡ 貸貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>49番1～4 瀬利覚字長竿〇〇1,609㎡を含む計4筆 9,488㎡ 貸貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>50番1 瀬利覚字獄峯〇〇 3,309㎡ 貸貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>はい、それでは議事参与の規定に係る案件から先に審議したいと思います。</p> <p>まず、7番、8番について、補足説明をお願いいたします。</p>
	(〇〇委員退室)
事務局	<p>7番、8番説明します。</p> <p>7番と8番の借人は一緒に貸人とはそれぞれ知人です。借人は認定農業者で、機械類も揃っており、問題ないと思います。</p>
議長	それでは、ただ今の補足説明にご質問がありますか。
	(なしの声あり)
議長	議案第21号 7番、8番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第21号 7番、8番は決定とします。
	(〇〇委員入室) (〇〇委員退室)
議長	議案第21号 18番について、補足説明をお願いします。

10番委員	18番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者で切り花、サトウキビなどを作っており、機械等は全て揃っております。
議長	それでは、ただ今の補足説明にご質問がありますか。
	(なしの声あり)
議長	議案第21号 18番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第21号 18番は決定とします。
	(〇〇委員入室)
議長	それでは、順次補足説明をお願いします。
2番委員	1番～6番、29番、43番まで説明します。 1番～3番 貸人と借人はそれぞれ知人です。借人は同じで、バレイショ、サトウキビ、グラジオラスを作っております。機械類は、揃っています。 4番、5番 貸人と借人はそれぞれ知人です。借人は同じで、バレイショ、グラジオラスを作っており、機械類は、揃っています。 6番 貸人と借人は知人です。借人はバレイショ、サトウキビ、グラジオラスを作っております。機械類も、揃っています。 29番 貸人と借人は知人です。借人はバレイショを作っており、この畑にもバレイショを植える予定で、機械類も揃っております。 43番 貸人と借人は親子です。借人はバレイショを作っており、徐々に親の土地を受け継ぐ予定で機械類も全て揃っております。
5番委員	9番、10番説明します。 9番、10番 貸人と借人はそれぞれ親戚です。借人は、畜産とバレイショを作っており、認定農業者で規模拡大を進めています。農機具も全部揃っています。
6番委員	11番から14番説明します。 11番 貸人と借人は兄弟です。借人は主にバレイショを作っており機械類も揃っております。畑については、新規設定です。 12番 貸人と借人は親子です。借人はサトウキビ、バレイショを作っており認定農業者で機械類も揃っております。 13番 貸人と借人は知人です。借人は主にサトウキビを作っており、機械類も揃っております。 14番 貸人と借人は義姉弟です。借人は畜産農家で機械類も揃っております。

7 番委員	<p>15番、16番、説明します。</p> <p>15番 貸人と借人は知人です。借人は認定農業者で、バレイショを中心に作っており、機械類も揃っております。</p> <p>16番 貸人と借人は親戚です。借人は新規就農者でサトウキビ、バレイショを作っており、規模拡大を進めております。</p>
8 番委員	<p>17番、19番から22番 説明します。</p> <p>17番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビ専作で認定農業者です。ハーベスター所有しており機械等も揃っています。</p> <p>19番 貸人と借人は義理の親子です。借人はサトウキビとバレイショを作っており、機械類も揃っております。</p> <p>20番 貸人と借人は知人です。借人は畜産農家でバレイショも作っております。機械類は揃っております。</p> <p>21番 20番と同様です。</p> <p>22番 貸人と借人は知人です。借人は畜産農家でバレイショも作っております。機械類は揃っております。</p>
1 2 番委員	<p>23番から26番 説明します。</p> <p>23番、24番の借り主は同一で、貸人と借人はそれぞれ知人の関係です。借人は、バレイショ、サトウキビ、ユリ球根を作っており認定農業者で機械類も揃っております。</p> <p>25番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショ、サトウキビ、サトイモなどを作っており、機械等は全て揃っております。</p> <p>26番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者で、サトウキビ専作農家でハーベスターを所有し受託作業もしております。</p>
1 3 番委員	<p>27番</p> <p>貸人と借人は親子です。借人は、バレイショ、サトウキビを作っており機械類も揃っております。</p>
1 番委員	<p>28番</p> <p>貸人と借人は従兄弟です。借人は、認定農業者でバレイショとサトウキビを作っております。この畑には、サトウキビとバレイショをそれぞれ植える予定です。機械類も揃っています。</p>
1 4 番委員	<p>30番から36番、39番説明します。</p> <p>30番、31番の借人は同一で 貸人とはそれぞれ知人です。借人は認定農業者で、バレイショとサトウキビを作っており、機械類も揃っています。</p> <p>32番、33番の借人は同一で 貸人とはそれぞれ知人です。借人は認定農業者で、バレイショとサトウキビを作っており、機械類も揃っています。畑は、ロータリー耕がされてあります。</p> <p>34番 貸人と借人は知人です。借人は認定農業者で、バレイショとサトウキビを作っており、機械類も揃っています。畑は、ロータリー耕がされてあります。</p>

	<p>35番、36番の借人は同一で、貸人とはそれぞれ知人です。経営面積が0となっておりますが、これから農地を確保して営農をしていきたいとのことで、機械類は揃っております。畑は、ロータリー耕がされてあります。</p> <p>39番 貸人と借人は知人です。借人は認定農業者で、バレイショとユリ切り花を作っており、機械類も揃っています。</p>
15番委員	<p>37番、38番、40番、41番 説明します。</p> <p>37番 貸人と借人は知人です。借人はバレイショとサトウキビを作っており、畑はロータリー耕がされてあります。</p> <p>38番 貸人と借人は知人です。借人はバレイショを中心に作っており認定農業者で、畑はロータリー耕がされてあります。</p> <p>40番 貸人と借人は兄弟です。借人は規模拡大を進めており、農機具も揃っております。</p> <p>41番 貸人と借人は知人です。借人はバレイショとサトウキビを作っており、農機具も揃っております。</p>
16番委員	<p>42番、44番、45番 説明します。</p> <p>42番 貸人と借人は叔母と甥の関係です。借人は認定農業者でバレイショを中心に作っており、機械類も全て揃っております。</p> <p>44番 貸人と借人は知人です。借人は定年後も農業を継続しバレイショと切り花を作っており、農機具も揃っております。</p> <p>45番 貸人と借人は親戚関係です。貸人が体調を崩したため、今回の契約になりました。借人はバレイショとサトウキビを作っており、農機具も揃っております。</p>
17番委員	<p>46番、47番、48番 説明します。</p> <p>46番 貸人と借人は知人です。借人は、認定新規就農者でバレイショを中心に作っており、機械類も揃っております。借人の畑が隣接しており今回の契約となりました。</p> <p>47番、48番の借人は同じで貸人とはそれぞれ知人です。借人は認定農業者でバレイショやソリダゴを作っており、農機具も揃っております。</p>
18番委員	<p>49番、50番 説明します。</p> <p>49番 貸人と借人は知人です。借人は主にバレイショを作っており、機械も揃っております。</p> <p>50番 貸人と借人は親戚関係です。借人はバレイショを主に作っており、機械類も揃っております。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、順次説明がありました。説明漏れはありませんか。</p>
12番委員	<p>26番、貸人の農業廃止ではなく、規模縮小に修正してください。</p>

議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。 何かございませんか。
2番委員	町において、集積計画の目標面積があったと思いますが、この目標に対する実績はどうなっていますか。
事務局	手元に資料がありませんので、後で報告します。
議長	他になければ、採決したいと思います。議案第21号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議長	はい、有難うございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対しましては決定といたします。
事務局	利用集積について、所有権の移転がありましたので、説明します。 1番 屋者字セキハナ〇〇 1,225㎡ 農地売買等事業により瀬利覚〇〇さんから鹿児島市〇〇へ、対価〇〇円で移転予定となっています。 中間管理事業による利用権設定まで、説明します。 1番 赤嶺字赤嶺原〇〇1,622㎡を含む計4筆6,457㎡ 農地売買等事業により、兵庫県神戸市〇〇さんから、鹿児島市〇〇へ、対価〇〇円で移転予定となっています。
事務局	2番 竿津字泡袋〇〇3,068㎡を含む計2筆4,217㎡ 農地売買等事業により、兵庫県明石市〇〇さんから、鹿児島市〇〇へ対価〇〇円で移転予定となっております。 3番 田皆字名無留畠〇〇3,697㎡ 農地売買等事業により、鹿児島市〇〇から田皆〇〇さんへ対価〇〇円で移転予定となっております。
議長	すみません、所有権移転の件が漏れていました。 この件を含め議案第21号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、原案のとおり決定することとします。 議案第22号あっせん委員の指名について、説明をお願いします。
事務局	議案第22号 あっせん委員の指名について、説明します。 田皆字汐道〇〇畑999㎡、10a 当たり〇〇円となっております。 所有者は、兵庫県尼崎市〇〇さん、場所については資料地図のとおりです。

議長	<p>それでは、あっせん委員の指名を行いたいと思いますが、希望される方はいらっしゃいますか。</p> <p>いなければ指名したいと思いますですが、よろしいですか。</p>
	(はい)
議長	<p>場所が田皆ですので、8番委員と9番委員を指名します。</p> <p>次に、その他で事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>次回総会は、9月18日を予定しております。</p> <p>新委員への研修会を含めた内容で検討したいと思います。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 2年8月25日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 田 畑 則 仁

署名委員 前 田 博 徳